

# 第二十四回 参議院商工委員会議録第六号

(九〇)

昭和三十一年二月二十一日(火曜日)午後一時五十分開会

## 委員の異動

二月十三日委員上條愛一君辞任につき、その補欠として藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 三輪 貞治君  
理事 河野 謙三君  
委員 西川 弘治君  
白川 一雄君  
中川 以良君  
西田 隆男君  
深水 海野 三朗君  
藤田 誠君  
上林 忠次君  
政府委員 通商産業政務次官 川野 芳彌君  
臣官房長官 通商産業大臣 岩武 照彦君  
通商産業省 軽工業局長 吉岡千代三君  
事務局側 常任委員 会専門員 山本友太郎君

本日の会議に付した案件  
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)  
○特定物資輸入臨時措置法案(内閣送付、予備審査)  
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律

律案(内閣提出)

○委員長(三輪貞治君) ただいまより本日の委員会を開きます。公報をもつて御通知いたしましたよ。

うに、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、並びに特定物資輸入臨時措置法案の提案理由の説明を求められておりますのでこれを許します。

○政府委員(川野芳彌君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

中小企業信用保険法は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者に対する貸付及び中小企業者の債務の保証につき政府が保険を行いまして、中小企業者の信用を補完することを目的とするものであります。昭和二十五年十二月発足以来法規及び運用の両面におきまして相当の実績をおさめているのでござります。すなわち、発足以来この一月末までに保険に付せられたものは、件数で十五万四千六百七十一件、金額で八百四十七億九千万円に上り、中小企業者に対する信用の補完上大きな貢献をし得たのでございます。しかしながら、中小企業金融の現状は、一般金融の絶対化にもかかわらず、容易に楽観的である法律案(内閣送付、予備審査)、特に小規模企業者の金融難は今なお深刻な様相を呈しているのござります。この際、小企業者に対する信用

補完を一層強化する必要が認められますので、この觀点に立ちまして、今回

概要を御説明申し上げます。

昨今金融状勢は、ようやく緩慢化の傾向を示しつつありますが、中小企業金融の分野におきましては、この傾向はまだ必ずしも十分認識しているとは言えない状況にあります。従つて政

府といたしましては、昭和三十一年度

において、中小企業金融公庫及び国民金融公庫等の政府関係金融機関の資金源を拡充し、一そく中小企業金融の陳述をはかることとしたとしておるのであります。

第二点は、信用保証協会を相手方とする保証保険の一種として、新たに包

括保証保険制度を創設することであります。すなわち、個々の小企業者の場合

は二十万円以下の債務について、中

小企業協同組合の場合は五十万円以下

の債務について、信用保証協会が行う

保証につき、あらかじめ契約した金額

の限度まで自動的に保険關係が成立す

る制度でございます。この場合のてん

六毛といたしております。

以上の改正は、いづれも信用保証協会の機能の發揮を強力に援護することにより、小企業者に対する小口金融の経済化にもかかわらず、容易に楽観的である法律案(内閣送付、予備審査)、特に小規模企業者の金融難は今なお深刻な様相を呈しているのござります。この際、小企業者に対する信用

ける次第であります。

次に、特定物資輸入臨時措置法案につきまして御説明申し上げます。

昭和三十一年度の国際收支は、輸出の著しい増大に伴い非常に改善を見ましたので、今後は必要原燃料等の輸入はできるだけ自由化の線に沿って進めて参りたいと考えておりますが、一方輸

出、特需等の受取りの見透しは長期的に見れば必ずしも楽観を許さないものがあります。従いまして不要不急物資

につきましては、今後もその輸入を制限することによって外貨使用の節約に

他方商工組合中央金庫は、組合系統金融機関として中小企業金融の分野において独特の役割を果しております

が、組合金融の一層の円滑化、中小企業の組織化を推進するためには、その

貸出金利の引き下げは当面重要な問題

の一つとなつております。そのためにはもとより商工組合中央金庫自身の経営の合理化並びに所属組合の協力を期

待することが大きいのですが、政府といたしましても、極力これを援助するため、さしあたり昭和三十一年度において二十億円の低利資金を同金

庫に供給することといたしましたのであります。このうち十億円は中小企業金融公庫から貸し付けるものとし、今回これ

度において二十億円の低利資金を同金庫に供給することといたしましたのであります。

以上が本法律案の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、御賛同賜わ

りますようお願いいたします次第でござい

ります。

以上本法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上

げることとし本法律案を提案いたした次第であります。

本法律案の内容につきましては概要を

申し述べますならば、この法律において「特定物資」とは、輸入数量が著しく制限されているために、その輸入に

よって通常生ずる利益を越えて異常な利益を生ずる物資というのでありますて、さしあたりは、バナナ、パイナップルカン詰、時計、筋子を予定してお付しなければならないことにしております。

特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者は、一定額を国庫に納付しなければならないことにしております。

なお、本措置はあくまでも異常な利益に対する臨時措置でありますので、有効期間を三年に限定した次第であります。

本法案により國庫に納付されました特別輸入利益は、別途国会の御審議を仰いでおります特定物資納付金処理特別会計の歳入となり、これを産業投資特別会計に繰り入れる所存であります。特定物資納付金処理特別会計の歳入に予定されておりますのは、約十六億円でありますて、これより予備費必要経費等を差し引いた十五億円を産業投資特別会計に繰り入れる予定であります。

以上が本法案の提案理由及びその概要でありますて、何とぞ慎重御審議の上、可決せられるようお願い申し上げる次第であります。

○委員長(三輪貞治君) 以上三案の審議は次回に譲りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) それでさよう決定いたします。

○河野謙三君 資料の要求がございますが、輸入物資別に、輸入価格と末端価格との差額、この調査ができるておると思ひますから、この資料をちょうだいしたいんですが、いただけますか。

私は資料を要求いたしました私の気持を一応申し上げますと、今特定物資として予定されておるバナナとか、パイナップルとか、増益を非常に大きく出しております。砂糖はももちろんのこと、そういうものでは、そういう二、三のものにとどまらぬだろうと思います。極端に言えば油でも私はそうだと思うのです。砂糖はももちろんのこと、そういうものを私は物資別に一応検討させていただきたいと思いますので、資料が膨大になつて、はなはだ恐縮ですが、うのを私は物資別に一応検討させていただきたいと思ひますので、資料がいつにできればそれに参考資料として、その物資の国際価格、これも一つ参考に入れていただければ非常に参考になると思います。

○政府委員(岩武照彦君) できる範囲でいたします。

○委員長(三輪貞治君) 一つなるだけ早い時期に願います。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけます。

○委員長(三輪貞治君) 高圧ガス取締法の一編を改正する法律案を議題といいたします。本件につきましては前回におきまして、手数料の点でございますが、その後の物価に激しい上昇がありまして、これが御承認願います。それで從来酸素ガスは、御承認のように、気体としてボンベに充填いたしますて、これを消費するところに連んでおつたわけでございます。しかしながら最近におきまして、一昨年すなわち昭和二十一年から液体の形においてこれを消費者のところまで運ぶという液化酸素といふものが出て参ったわけであります。それで御承認のようにボンベは非常な重りもございます。また製品の品質から申しまして、液化酸素の形のものの方でござりますので、これを輸送するためには非常な費用を要するという関係もございます。また製品の品質から申しまして、液化酸素ができるところから、一昨年からこの生産が開始せられたのでありますて、現状におきましては酸素ガス全体の約一五%をこの液化酸素が占めております。液化

酸素の形にいたしますと、一トンでも私にありますのは、酸素製鋼をやつてあります。それから造船関係において六社、造船機関において三社、これが六社ござります。それから溶接関係で使っておりました。それから落葉関係で使つておりました。消費者と申しましては、お手元の資料の、「高圧ガスおよび高压ガスの取締について」というふうな関係で、現在この液化酸素を消費しておりますのは、酸素製鋼をやつてあります。それから造船関係において六社、造船機関において三社、これが六社ござります。それから溶接関係で使つておりました。それから落葉関係で使つておりました。消費者と申しましては、お手元の資料の、「高圧ガスおよ

び高压ガスの取締について」というふうな関係で、現在この液化酸素を消費しておりますのは、酸素製鋼をやつてあります。それから造船関係において六社、造船機関において三社、これが六社ござります。それから溶接関係で使つておりました。それから落葉関係で使つておりました。消費者と申しましては、お手元の資料の、「高圧ガスおよ

び高压ガスの取締について」というふうな関係で、現在この液化酸素を消費しておりますのは、酸素製鋼をやつてあります。それから造船関係において六社、造船機関において三社、これが六社ござります。それから溶接関係で使つておりました。それから落葉関係で使つておりました。消費者と申しましては、お手元の資料の、「高圧ガスおよ

産が始りまして、現在十社でこの生産をいたしております。それでこのようないくつかの関係で、その結果多量の廢ガスが発生する。その一部は御承知のように石油化学の原料として取り上げて工場において消費し、あるいは一般に販売するというような形でございましたとしても、大半はやはり燃料としてロパンガスの供給と、従つてこの消費といふものが急激に増加してあります。で数量でちょっと申し上げますと、昭和二十八年におきましては帝國石油一社であります、年間の生産量が二千トン、二十九年度には六千トン、三十年度には二万トン、この二ヶ年間に十倍に増加いたしております。今後見通しとしては、これは将来に急激に増加いたしております。今後は、今後大いに注意しなければならぬと思われることは、お手元のアロバスガスの関係資料の三ページ、四ページに、大体の予想の数字を書いてござります。このプロパンガスは大体石炭ガス都市ガスの補充と申しますか、主として現在そのうち八割程度は、一般家庭用に消費せられております。大体熱量にいたしまして、一般の石炭ガスとの比較は「高圧ガスおよび高圧ガスの取締について」という資料の十三ページに「プロパンガスの燃料としての経済価値」という表に掲げてございますが、ほぼ都市ガスと同じ程度に熱量換算いたしますと、その程度の料

金で現在市販されております。それで先ほど申し上げましたこの販売業者に最近一両年来急速に生産が増加いたしましたのは、石油精製の関係で新しい接触分解装置といふやうなハイ・オクタンのガソリンを精製する装置ができました関係で、その結果多量の廢ガスが発生する。その一部は御承知のように石油化学の原料として取り上げるわけでございませんが、各国の例を見ましても、大半はやはり燃料として工場において消費し、あるいは一般に販売するというような形でございましたとしても、大体約二十万世帯がこれを使っておると考えられます。が、これらの一般消費者に対してもどざいまして、多数の消費者、現在がこれを使つておると考えられます。が、これらの一一般消費者に対して「我々の保安上の指導をするということは、きわめて困難でございますので、こらの点につきましても、販売業者の段階に十分の教育をして、また一般消費者に對しましては啓蒙宣伝の方法をとりまして、事故の発生を防止して参りました。なお資料もいただきましたが、これらを検討し、さらに明後日、実地に観察をいたしましたあとにおいて行なうことにしておきますが、御異議ないと考えております。高圧ガスによる災害の状況につきましては、高圧ガスの資料の十五ページに、最近の事故件數等を記載しております。先ほど申し上げましたような生産数量の急激な上昇に比較いたしますと、事故件数はほぼ横ばいの状況でございますが、三十一年度の五十一件といううちには、先ほどの申し上げましたプロパンガス関係の事故が二十件を占めておるということは、今後大いに注意しなければならぬ状況であろうと考えております。

○委員長(三輪寅治君) 御異議ないと認めます。  
それでは、先ほど懇親会の中におきました高圧ガスの関係資料の工場視察については、日本酸素株式会社の状況等を、二十三日の午後一時玄関出発で行いたいと思いまするので、多数の委員諸君の御参加をお願い申し上げます。

二月十七日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

第一款 個別保証保険(第九条の二第一項中「次項」の下に「及び第九条の六第一項」を加える。)  
第二款 包括保証保険(第九条の六・第九条の七)

第三章 第一節 中第九条の二の前に次の款名を加える。

第四章 雜則(第十一条—第十二条)  
第一款 個別保証保険  
第二款 包括保証保険  
第三款 金融機関相手方とするもの(第九条の八・第九条の九)

大字田島字後原甲三、  
四五六南会開発協会内  
見山忠一 見山忠一  
紹介議員 石原幹市郎君  
第五款 第二節 金融機関相手方とするもの(第九条の八・第九条の九)

第一款 個別保証保険(第九条の二第一項)  
第二款 包括保証保険(第九条の六・第九条の七)

水源を尾瀬至仏山ろくに発する只見川は、わが国最大の電力源を有し、この豊富な水量を永遠に保維すると共に電力以外に水利を最大に利用することは極めて重大な意義を有するものであるが、この川の水源と、流域にわたつての一貫した施設は現在の機構では実現困難であるから、総合的、計画的に実施できるようこの河域をもつて新たに国立資源公園を設定して国家の重要な資源を保維すると共に一大觀光郷を実現せられたいとの請願。

二月十七日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

第一款 個別保証保険  
第二款 包括保証保険  
第三款 金融機関相手方とするもの(第九条の八・第九条の九)

第一款 個別保証保険(第九条の二第一項中「次項」の下に「及び第九条の六第一項」を加える。)  
第二款 包括保証保険  
第三款 金融機関相手方とするもの(第九条の八・第九条の九)

第一款 個別保証保険(第九条の二第一項中「次項」の下に「及び第九条の六第一項」を加える。)  
第二款 包括保証保険  
第三款 金融機関相手方とするもの(第九条の八・第九条の九)

第一款 個別保証保険(第九条の二第一項中「次項」の下に「及び第九条の六第一項」を加える。)  
第二款 包括保証保険  
第三款 金融機関相手方とするもの(第九条の八・第九条の九)

ごります。従いまして今回の改正法案につきましても、この審議会で相当期間、慎重に御審議を願いまして、その結論を中心として御提案を申し上げております。  
大体以上が、今回の改正の要点として御説明申し上げる諸点でございまして、おるわけでござります。  
大体以上が、今回の改正の要点として御説明申し上げる諸点でございまして、おるわけでござります。

○委員長(三輪寅治君) 本案に対する質疑は、ただいま説明を聴取いたしました。なお資料もいただきましたが、これらを検討し、さらに明後日、実地に観察をいたしましたあとにおいて行なうことにしておますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

第一款 個別保証保険(第九条の二第一項中「次項」の下に「及び第九条の六第一項」を加える。)  
第二款 包括保証保険  
第三款 金融機関相手方とするもの(第九条の八・第九条の九)

第一款 個別保証保険(第九条の二第一項中「次項」の下に「及び第九条の六第一項」を加える。)  
第二款 包括保証保険  
第三款 金融機関相手方とするもの(第九条の八・第九条の九)

第一款 個別保証保険(第九条の二第一項中「次項」の下に「及び第九条の六第一項」を加える。)  
第二款 包括保証保険  
第三款 金融機関相手方とするもの(第九条の八・第九条の九)

險額に百分の九十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 第一項の保険関係における保険金額は、小企業者一人につき、合計二十万円(その小企業者が中小企業等協同組合であるときは、五十万円)をこえてはならない。

4 政府は、第一項の保険関係における保険金額の総額の指定法人を通じる合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、同項の契約を締結することができない。

5 指定法人は、第一項の保険関係が成立した保証については、第九条の二第一項の規定による通知をすることができない。

(準用)

第九条の七 第五条、第九条の二第二項、第九条の三第一項、第九条の四及び第九条の五第二項の規定は、指定法人を相手方とする包括保証保険に適用する。この場合において、第九条の四中「普通保証保険」にあっては百分の七十、小口保証保険にあっては百分の八十」とあるのは「百分の九十」と読み替えるものとする。

第十条中「若しくは第九条の六第一項」を「第九条の六第一項若しくは第九条の八第一項」に改める。

第十二条第二項中「又は第九条の六第一項」を「第九条の六第一項」に改め。父は第九条の八第一項」に改め。

## 附 則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 中小企業信用保険特別会計法

七第二項」を〔第九条の七において準用する場合を含む。〕及び第九条の九第二項」に改める。

3 第四条第一項中「及び第九条の

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

正する法律

中小企業金融公庫法の一部を改

正する法律

中小企業金融公庫法〔昭和二十八年法律第百三十八号〕の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の二項を加え

る。

第三十四条の二 公庫は、昭和三十一年度において、主務大臣の認可を受けて、第二十五条第一項の規定により借り入れた資金のうち十億円を商工組合中央金庫に対して貸し付けることができる。

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

## 特定物資輸入臨時措置法

### (定義)

第一条 この法律において「特定物資」とは、外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)に基く輸入貿易管理制度(昭和二十四年政令第四百四十四号)の規定により輸入が制限されるため、本邦における需給の不均衡

が著しく大となり、その輸入により通常生ずる利益をこえて異常な利益を生ずると認められる物資であつて、政令で定めるものをいう。

### (特別輸入利益の納付等)

第二条 特定物資の輸入について輸入貿易管理令第九条第一項の外貨資金の割当(以下単に「外貨資金の割当」という。)を受けた者は、政令で定めるところにより、その割当の申請の際におけるその者の輸入価額に適正な利潤及び諸掛の額をえた額と国内販売価額との差額の見積額(以下「特別輸入利益」という。)を政令で定める期日までに国庫に納付しなければならない。

第三条 特定物資の輸入に受けける者は、政令で定めるところにより、担保を提供しなければならない。

第四条 通商産業大臣は、特定物資の輸入について外貨資金の割当を行ふときは、その物資の輸入によって生ずべき利益を適正かつ確実に納付させることができるように、その割当を行わなければならない。

第五条 通商産業大臣は、特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者が次の各号に掲げる事故により前条第一項の政令で定める期間までに該特定物資の全部又は一部を輸入することができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その輸入することができないと認める特定物資の輸入に応じ、前条第一項の規定により

納付すべき特別輸入利益の額の全額に応じ、その者が納付した特別部又は一部を免除することができることができる。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で定めた日から施行する。

2 この法律は、施行の日から三年経過した日に、その効力を失う。ただし、その日前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者については、この法律は、その日以後も、なおその効力を有する。

3 前二号に準ずる事故であつて、政令で定めるもの

### (担保の返還等)

第四条 通商産業大臣は、次に掲げる場合は、政令で定めるところにより、第二条第二項の規定により提供された担保の全部又は一部を提供した者に返還しなければならない。

第五条 第二条第一項の規定による特別輸入利益の納付があつたとき。

第六条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定める期日までに特別輸入利益を納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、当該担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第七条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第八条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第九条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第十条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第十一條 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第十二條 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第十三條 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第十四條 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第十五條 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第十六條 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第十七條 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第十八條 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第十九條 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第二十条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第二十一条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第二十二条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第二十三条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第二十四条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第二十五条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第二十六条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第二十七条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第二十八条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第二十九條 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第三十条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第三十一条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第三十二条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第三十三条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

第三十四条 第二条第二項の規定により担保の提供をした者が同条第一項の政令で定めるところにより、当該担保が金銭以外のものであるときは、その他分代金)をもってその納付にあてるものとする。

四 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で定めた日から施行する。

2 この法律は、施行の日から三年経過した日に、その効力を失う。

3 前二号に準ずる事故であつて、政令で定めるもの

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で定めた日から施行する。

2 この法律は、施行の日から三年経過した日に、その効力を失う。

3 前二号に準ずる事故であつて、政令で定めるもの

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で定めた日から施行する。

2 この法律は、施行の日から三年経過した日に、その効力を失う。

3 前二号に準ずる事故であつて、政令で定めるもの

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で定めた日から施行する。

2 この法律は、施行の日から三年経過した日に、その効力を失う。

3 前二号に準ずる事故であつて、政令で定めるもの

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で定めた日から施行する。

2 この法律は、施行の日から三年経過した日に、その効力を失う。

3 前二号に準ずる事故であつて、政令で定めるもの

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で定めた日から施行する。

2 この法律は、施行の日から三年経過した日に、その効力を失う。

3 前二号に準ずる事故であつて、政令で定めるもの

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で定めた日から施行する。

2 この法律は、施行の日から三年経過した日に、その効力を失う。

3 前二号に準ずる事故であつて、政令で定めるもの

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で定めた日から施行する。

2 この法律は、施行の日から三年経過した日に、その効力を失う。

3 前二号に準ずる事故であつて、政令で定めるもの

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で定めた日から施行する。

2 この法律は、施行の日から三年経過した日に、その効力を失う。

3 前二号に準ずる事故であつて、政令で定めるもの

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で定めた日から施行する。

2 この法律は、施行の日から三年経過した日に、その効力を失う。

3 前二号に準ずる事故であつて、政令で定めるもの

第三九四号 昭和三十一年二月六日受理

道南地方の地下資源調査に関する請願  
請願者 北海道檜山郡上ノ国村

紹介議員 木下 源吾君

長 錦寿市外一名

道南地方における地下資源は相当の包  
含量を示し、各鉱山はそれぞれ開発に  
努力しているが、中でも上ノ国村にお  
ける生産量は、マンガン鉱、重昌石及  
び鉄鉱等本邦有数であり、外に硫化  
亜鉛、石灰岩、金銀等幾多の地下資源  
が包蔵されているから、上ノ国村を中  
心として近代科学による地下資源の精  
密調査を国費をもって実施せられたい  
との請願。

第四〇六号 昭和三十一年二月六日受理

北海道遠別町の地下資源開発促進に關  
する請願

請願者 北海道天塩郡遠別町長  
茂野三郎外一名

紹介議員 木下 源吾君

北海道遠別町の天然ガス・石油、石灰等  
の地下資源は、無尽蔵といわれている  
から、積極的な調査と調査費予算を計  
上せられると共に、すみやかに開発に  
着手せられたいとの請願。

第四〇七号 昭和三十一年二月六日受理

北海道石崎川電源開発に関する請願

請願者 北海道檜山郡上ノ国村  
長 錦寿市外一名

紹介議員 木下 源吾君

北海道上ノ国村は豊富な地下資源を有  
し、加うるに石崎川流域に造田可能地  
二百余町歩を有しながら電源に恵まれ  
ないため開発が遅れているが、石崎川  
上流中外鉱業所所在地から約三キロの

地点に電源ダムを設けることによつて  
約四千八百キロワットの発電が可能で  
あるから、これがすみやかな実現を図  
られたいとの請願。

第四〇九号 昭和三十一年二月六日受理

石油資源開発株式会社に対する国家投  
資の請願

請願者 東京都新宿区東大久保  
二ノ三一七全国石油鉱

業労働組合内 加藤勇

紹介議員 木下 源吾君  
近代産業下におけるエネルギー源及び  
工業原料としての石油資源の重要性は  
急速に高まり、わが国の石油資源開発  
政策も石油資源総合開発五箇年計画の  
創立と石油資源開発株式会社法の制定  
によつて積極的に推進されている今  
日、石油資源総合開発五箇年計画完全  
実施の目的を達成するため、石油資源  
開発株式会社に対する昭和三十一年度  
の国家投資七億円は、これを絶対に確  
保するよう適切な措置を講ぜられたい  
との請願。

昭和三十一年二月二十三日印刷

昭和三十一年二月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局